

記入例

関係) (表面)

八戸市特定不妊治療費

治療終了日が属する年度内に申請してください。
 ※令和3年1～3月に治療を終了した方は令和4年3月31日まで

兼請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八戸市特定不妊治療費助成事業の助成金交付について
 ・特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況による助成金の交付状況について照会があったとき等に照会することについて同意します。

こと、八戸市特定不妊治療費助成事業に施に関して指定医療機関及び調剤薬局等

特定不妊治療・男性不妊治療
 (実施した場合のみ)の申請額は分けて記入してください。
 金額の訂正はできません。

申請額 (請求額)	特定不妊治療分	金	300,000	円
	男性不妊治療分	金	120,000	円
	合計	金	420,000	円

申請者	夫	ふりがな	はちのへ たろう	生年月日	昭和50年 1月 1日 (今回の治療開始日 45歳)
		氏名	八戸 太郎		
	現住所	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1			
	電話番号	自宅0178-00-0000 携帯090-0000-0000			
申請者		ふりがな	はちのへ はなこ	生年月日	昭和55年 1月 1日 (今回の治療開始日 40歳)
		氏名	八戸 花子		

夫婦どちらかの名義の口座を記入してください。

と住所が異なる場合のみ記入。

0178-00-0000 携帯080-0000-0000

振込先	振込金融機関名	〇〇銀行			支店名	〇〇支店						
	店番	1	1	1	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 他()			フリガナ	ハチノヘ タロウ						

過去に自治体から特定不妊治療費助成を受けた場合に記入 (八戸市以外からの助成を含む) ※初めての申請の場合は記入不要	初回申請時の妻の年齢 (35) 歳				【通算助成回数のリセットする場合】 初回申請以降、出生した子の名前・出生日を記入							
	自治体名		助成回数		子の名前		出生日					
	青森県	2	回	一郎	H30年 4月 1日							

※妊娠 12 週以降に死産に至った場合も通算助成回数のリセットができますので、担当までお申し出ください。

令和3年1月1日から3月31日までの間に治療終了した方は、令和2年度中に申請できなかった理由を下欄に記入してください。

仕事の都合がつかず、申請に行くことができなかった。

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 八戸市特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (治療を行った医療機関で発行)
	<input checked="" type="checkbox"/> 今回の治療期間中の受診日が明記されている領収書及び明細書 (原本とコピーどちらも)
	《場合により必要なもの》
	<input type="checkbox"/> 住民票 ※単身赴任等により八戸市以外に住民登録をしている方 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※八戸市に初めて申請する方・住民票で夫婦の確認ができない方・初回申請以降に子を出産した方 <input type="checkbox"/> 振込先がわかる通帳等の写し ※八戸市に初めて申請する方・2回目以降の申請で変更のある方 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書 ※事実婚の方で、かつ八戸市に初めて申請する方・夫婦別世帯の方

この欄は八戸市で使用しますので、記入しないでください。

受給者番号	通知番号	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付	自治体照会	<input type="checkbox"/> 要 () <input type="checkbox"/> 不要
申請	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 八戸市新規 <input type="checkbox"/> 継続(子目、3・6回中 回目、うち男性不妊治療 回目)	要件	<input type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/> 住所 (市民・住民票)
申請受理日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 証明書	<input type="checkbox"/> 夫婦の確認
決定年月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 領収書 法律婚 (戸籍・継続)
振込年月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通帳 (新規・継続・変更) 事実婚 (戸籍・申立書・継続)

受付 _____ 入力 確認

第1号様式（第6条関係）（裏面）

令和3年1月1日以降に終了した治療内容毎の1回あたりの助成上限額

区分	治療内容等	助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	300,000円
B	凍結胚移植を実施	300,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	100,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円
E	受精できず、または、異常受精等により中止	300,000円
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	100,000円

※男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合は、上記の他に300,000円まで助成します（区分Cは対象外）。

【説明1】治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことについて

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、公益社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について統計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目	
〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません〕	
I 治療から妊娠まで	II 妊娠から出産まで
(1) 患者(女性)の年齢	(4) 妊娠・出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	

【説明2】以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことについて

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。